

令和5年11月10日
海上安全環境部

船員法等関係法令違反船舶所有者の公表について

北海道運輸局では、船員の労働条件・労働環境の適正な整備、船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等関係法令[※]に違反した船舶所有者に対し、災害等の防止や注意喚起、法令の遵守及び航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的に、四半期ごとに公表を行っております。

令和5年度第2／四半期において、北海道運輸局管内で、船員法等関係法令の違反に関する累計ポイントが一定以上に達した船舶所有者について、別紙のとおり北海道運輸局ホームページへ掲載し、公表いたします。

1. 公表の対象

- ・船員法第101条第1項に基づく「是正命令」に従わない船員法上の船舶所有者
- ・船員法等関係法令に違反し、累計ポイント（ポイント継続期間は最長2年間）が120ポイント以上となった船員法上の船舶あるいは事業場の船舶所有者
- ・その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

2. 公表期間

令和5年11月10日（金）から6か月間

※船員法等違反法令

船員法、労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律、船員災害防止活動の促進に関する法律、最低賃金法

【問い合わせ先】

北海道運輸局海上安全環境部 運航労務監理官
担当 川本・一宮
Tel：011-290-2773

(別紙)

船員法等関連法令違反船舶所有者(令和5年度第2／四半期(令和5年7月～9月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (管轄局)
令和5年11月10日	第七十八 宝伸丸	漁船	澤村 真一	北海道 函館市	令和5年7月13日	安全に関する教育・記録の作成 や漁ろう作業に おける個別作業 基準に関する違 反事実を確認し たため。	戒告処分 (船員法第81条(船員 労働安全衛生規則第 5条、11条1項、第57 条第1項)等)	北海道運輸 局

※公表理由: 船員法等の違反に対する累積ポイントが 120 ポイント以上となったため。
なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。